

遺産分割調停に関する紛争の対象外特約

当社は、この特約により、弁護士費用総合補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)および(2)に規定する紛争のうち、遺産分割調停に関する紛争による損害については、保険金を支払いません。